

広島市告示第52号
令和6年2月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称)ゆめマート五日市
 - (2) 所在地 広島市佐伯区五日市五丁目138番5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年10月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,992平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
別紙1のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
別紙2のとおり
- 8 届出年月日
令和6年1月31日
- 9 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

1 0 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年2月7日から令和6年6月7日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

1 1 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年6月7日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物北側駐車場	63 台
2	建物北西側隔地駐車場	14 台
	合 計	77 台
	届出台数	65 台

※ 駐車場整備台数 77 台の内 65 台を来客用の届出駐車台数とする。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物北西側	62 台
2	建物北東側	48 台
	合 計	110 台
	届出台数	57 台

※ 駐輪場整備台数 110 台の内 57 台を来客用の届出駐輪台数とする。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面 積
1	建物北西側	40 m ²
	合 計	40 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容 量
1	建物西側	20 m ³
2	建物南西側	8 m ³
	合 計	28 m ³

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分

(2)来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
1・2	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3)駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	2 箇所	出入口No.1：駐車場西側
		出入口No.2：駐車場東側
2	2 箇所	出入口No.3：駐車場北西側
		出入口No.4：駐車場北東側
合 計	4 箇所	

(4)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで